

議案第 1 6 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

恵庭市議会議員	市 川 慎 二	前 田 孝 雄	川 原 光 男
	川 股 洋 一	小 橋 薫	石 井 美 季
	宮 利 徳	早 坂 政 芳	吉 永 孝 之
	矢 野 浩 章	三 上 まどか	野 沢 宏 紀
	松 島 緑	生 本 富士代	武 藤 光 一
	澁 谷 敏 明	太 田 実 保	小 林 卓 矢

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条 （略） （期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 215</u> を乗じて	第 1 条～第 3 条 （略） （期末手当） 第 4 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 225</u> を乗じて

現行	改正案
得た額とする。 3・4（略） 第5条（略）	得た額とする。 3・4（略） 第5条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の235」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。